

がっこうきゅうしょく し ょう とくていげんざいりょうとう ふく しきひん 学校給食で使用する特定原材料等を含む食品について

この表は、平成27年9月分の学籍料金を支給して使用する「特定原材料等」を含んでいる食品についての情報をお掲載しています。

「特定原材料等」とは、食品衛生法で表示するよう定められているアレルギーを起こしやすい物質のことです。現在は、表示義務のある7品目と、表示が勧められている20品目があります。

- 印 : 食品の原材料として使用しているもの。 (27品目すべてについて掲載。)

△印 : 同じ工場・工場内で特定原材料等を含む食品を製造しているため、混入の可能性があるもの。 (表示義務のある7品目のみ掲載。)

×印 : 加工の途中で補助的に使われるもの。製品を加工する前の原材料に含まれるもの。 (表示義務のある7品目のみ掲載。)

〈「がっこうきゅうしょくこんだてひょう」との関係について〉

まいにちいふ
毎月配布しています「がっこうきゅうしょくこんだてひょう」には、
献立で使用する食品をすべて掲載しています。

特に、卵・乳を使用する食品を含む献立には、献立名の左側の「アレルギーなど」欄に★印・■印を入れています。このため、原材料として卵や乳を使用している食品（下表に●印を入れている）を含む献立は、「がっこうきゅうしょくこんだてひょう」のみで確認できます。ただし、△印・×印に関する情報は「がっこうきゅうしょくこんだてひょう」には掲載していませんので、その情報は、下表で確認してくださいことになります。

がっこうきゅうしょく <学校給食センターについて>

副食（おかず）を調理している学校給食センターでは、特定原材料等を使用しています。（「がっこうきゅうしょくこんだてひょう」のとおりです。）また、食器等も、同じ物を使用しています。このため、別のおかずから混入する可能性を完全に否定することはできません。

不安に感じられる場合は、学校給食センターまでお問い合わせください。

がっこう きゅうしょく
学校給食センター

 072-484-1389

